

平成 26 年 4 月 25 日  
国土交通省土地・建設産業局建設業課

### 平成 25 年度「建設業法令遵守推進本部」の活動結果等について

平成 25 年度における「建設業法令遵守推進本部」（平成 19 年 4 月 1 日に各地方整備局等に設置。以下「推進本部」という。）の活動結果及び通報等の概要並びに平成 26 年度における活動方針は下記のとおりです。

#### 1. 推進本部に寄せられた法令違反疑義情報

平成 25 年度に推進本部に寄せられた法令違反疑義情報は、「駆け込みホットライン」への通報をはじめ、一般の者、公的機関からの建設業法に関する質問・相談等も含め、1,697 件（前年度 1,711 件）。このうち、法令違反の疑いがある情報件数は 214 件（前年度 228 件）でした。

内容は、下請代金の支払いに関する情報が最も多く、その他主任技術者等の不設置等や他法令違反に関するものが多かったです。

※「駆け込みホットライン」は、推進本部に設けられた建設業法違反通報窓口です。

#### 2. 建設業者に対する立入検査等の実施回数

平成 25 年度に推進本部の「駆け込みホットライン」に寄せられた上記疑義情報や元請下請間の取引の実態を調査する「下請取引等実態調査」を端緒として実施した、建設業者に対する立入検査等は延べ 917 回でした。

なお、平成 24 年度から新たに実施した「復旧・復興工事に係る法令遵守の徹底」の一環として被災 3 県に新設された営業所等への立入検査等は延べ 134 回でした。

#### 3. 監督処分・勧告の実施概要

平成 25 年度に各地方整備局等が行った監督処分等の状況は、上記通報案件も含め以下のとおりです。

許可取消 0 件（前年 0 件）

営業停止 13 件（＼ 26 件） [施行体制台帳等の不作成 2 件、無許可業者等との下請契約 2 件、独占禁止法違反 2 件など]

指 示 7 件（＼ 11 件） [無許可業者等との下請契約 2 件、営業所専任技術者の専任義務違反 1 件、労働安全衛生法違反 4 件など]

勧 告 270 件（＼ 310 件） [不適正な下請契約の締結について 164 件、下請代金の見積、決定について 134 件、施工体制台帳等について 112 件、下請代金の支払いについて 95 件、追加・変更契約について 89 件、不当な赤伝処理・遅延利息不払い 83 件など]

※ 1 件の監督処分、勧告に複数の項目が含まれることがあるため、監督処分・勧告件数とその内訳の件数とは一致しない。

#### 4. 平成 26 年度における活動方針

(別紙参照)

(問い合わせ先) 国土交通省土地・建設産業局建設業課 建設業適正取引推進指導室	
課長補佐 高 芝 (内線 24715)	TEL : (03) 5253-8111 (代表)、(03) 5253-8277 (直通)
調査指導係長 高 城 (内線 24785)	FAX : (03) 5253-1553

## 平成26年度建設業法令遵守推進本部活動方針

平成25年12月に政府が決定した『好循環実現のための経済対策』には、「東日本大震災の被災地の復旧、復興」、「国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）、防災・減災の取組や社会資本の老朽化対策の加速」及び「2020年オリンピック・パラリンピック東京開催を契機とした都市インフラの整備」が盛り込まれ、今後、建設投資の大幅な増加や急激な市場の拡大が見込まれるところである。

こうした急激な建設市場の拡大に適切に対応していくためには、建設産業の担い手確保・育成の観点から、労務単価の引き上げ等が下請業者の技能労働者の賃金に反映されることや社会保険への加入が進められることが重要であることと併せて、建設業に係る法令遵守の更なる徹底を図り、不良・不適格業者の排除、元請・下請間の取引の適正化を推進する必要がある。

については、以下のとおり、平成26年度建設業法令遵守推進本部活動方針を示すので、各地方整備局等においては、本方針を踏まえつつ、適切な対応を図られたい。

### I 重点的課題とその対応

#### 1. 社会保険未加入対策の推進

社会保険未加入対策強化の一環として、平成26年8月1日以降、国土交通省直轄工事では、元請業者及び下請代金の総額が3,000万円以上の工事における一次下請業者について、社会保険等加入業者に限定するとともに、2次以下の下請業者についても、社会保険等に未加入である場合は、建設業担当部局による加入指導等を実施していくこととなった。

また、今後、関係者に詳細を周知するとともに、他の発注者にも同様の対応を呼びかけていくこととなった。

については、その実施に当り、発注部局や関係機関との連携を図りながら、円滑かつ適切な対応に努めること。

#### 2. 公共工事における「元請下請契約の適正化」に関する立入検査の強化

平成25年4月に続き平成26年2月に適用された公共工事設計労務単価が大幅に引き上げられたこと、予定価格の適切な設定やダンピング防止に関する措置の強化等が盛り込まれた品確法及び入札契約適正化法の一部改正法案が、今通常国会において審議されていること等から、公共工事の受発注者間における契約価格の適正化が期待されるところである。

こうしたことを踏まえ、公共工事の元請・下請間においても、これまで以上に建設業法を遵守した適正な契約を徹底する必要があることから、公共工事における元請下請契約の適正化に関する立入検査等を強化すること。その際、施工体制台帳の記載事項を十分に活用すること。

### 3. 消費税転嫁拒否事案に関する調査・指導の強化

平成26年4月1日に消費税率が5%から8%に引き上げられたことを受け、消費税転嫁拒否事案の増加が懸念されることから、公正取引委員会、中小企業庁との連携を図りながら、その調査・指導を強化すること。

## II 継続的課題とその対応

### 1. 「駆け込みホットライン」の運用について

平成19年度の開設以降、受付件数は増加の一途にあり、法令違反に関する情報を収集するための重要な制度であるため、より一層の周知を図り、利用促進に努めること。

### 2. 「新労務単価フォローアップダイヤル」の運用について

公共工事設計労務単価が大幅に引き上げられたことを受け、平成25年6月から、主に現場の技能労働者に適切な水準の賃金が支払われるよう、現場の生の声を聞かせていただくことを目的として専用ダイヤルを設置・運用してきているところであるが、適正な契約が行われていない等の法令違反に関する情報を収集できる制度としての有用性・重要性を認識し、より一層の周知を図り、利用促進に努めること。

### 3. 立入検査の実施について

#### (1) 対象業者の選定

立入検査を実施する場合の建設業者の選定にあたっては、「駆け込みホットライン」、「新労務単価フォローアップダイヤル」等に寄せられる通報内容、下請取引等実態調査の結果及び各地方整備局等において問題と認識される事案に関して、違反行為を行っている可能性の高い建設業者や繰り返し違反行為を行っていることが認められる建設業者を優先的に選定したうえで、立入検査を実施するものとし、違反行為の確認並びに適切な指導監督を機動的に実施することにより、違反行為の是正の一層の促進に努めること。

#### (2) 「標準見積書」の活用状況の確認

平成25年9月から「標準見積書」の一斉活用が開始されているところであり、その取組を積極的に促進する必要があることから、契約・支払状況に主眼を置いた検査を実施する場合は、「標準見積書」の活用状況を確認すること。

### 4. 東日本大震災の被災地域における取組について

平成24年11月から国土交通省、厚生労働省、警察庁、岩手県、宮城県、福島県が連携して実施している東日本大震災の被災地域における建設業法違反等に関する監視の取組（復旧・復興工事の適正な施工の確保に係る立入検査、啓発活動）については、引き続き実施すること。

### 5. 「建設業取引適正化推進月間」について

毎年11月の「建設業取引適正化推進月間」について幅広く周知しつつ、取組内容の充実に努めること。特に、推進月間期間中は関係機関（都道府県と関係省庁等）との一層の連携強化に努めること。

## 6. 関係機関との連携について

- ① 都道府県及び関係省庁と建設業の法令遵守に関する立入検査、講習会、研修会等を合同に実施するなど、連携の強化に努めること。
- ② 業界団体等との意見交換の機会を設けて積極的に情報・意見の交換を行いつつ、建設業の法令遵守に関する合同の講習会、研修会を行うなど、連携の強化に努めること。

## 7. その他

上記項目を実施するため、地方整備局等においては、必要な執行体制を確保すること。